

令和6年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂戸市長 石川 清

市町村名 (市町村コード)	坂戸市 (11239)
地域名 (地域内農業集落名)	島田地区 (島田上宿、島田本村、島田新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内のほ場は、明治40年代から大正初期にかけて、おおむね10a区画で整備されているが、区画が狭小で道路も狭あいであり、安定した農業経営の障害となっている。
また、地区内の農業従事者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地の発生が危ぶまれることから、ほ場の区画拡大・水路整備、農地中間管理事業による担い手への農地集積を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手としては、今後耕作面積を拡大していく意向である4者(1法人、3個人)となり、生産作物は水稲となる。この4者への集積を推進するなど、地域として支援していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地バンクの利用等を通じて、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際には、所有者の貸付意向時期にも配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化、水路整備等の基盤整備を令和8年度を目標に完了する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手4者を中心に、地域の健全な営農活動を継続していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるものは適宜、委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローンによる農薬散布など、作業の効率化・省力化のために地域でスマート農業に関する情報を共有していく。